

これまでに提示された主な意見

1. 現行制度の評価

○見えないフロー

(実態把握の必要性)

- ・制度見直しに当たっては、現状の問題点とその解決策の全体像を把握した上で新しいシステムに移行すべきではないか。
- ・法律を見直すのであれば、どうして「見えないフロー」に行っているのか、どうすれば「見えるところ」に出てくるのか、検討する必要があるのではないか。
- ・制度変更の効果を定量的・客観的に政策評価するためには、「見えないフロー」の実態把握が必要ではないか。
- ・「見えないフロー」の実態が完全には把握できていないとしても、制度改善をしていくべきではないか。

(見えないフローの評価等)

- ・回収率50%程度という数字はかなり悪いのではないか。
- ・回収率も当初の30%から高くなってきており、よくできた制度ではないか。
- ・無料回収や安い処理業者へ流れるのは当然であり、家電リサイクル制度のシステムに問題があるのではないか。
- ・5割は適正に費用を負担しているが、残りは無料回収に引き渡したり、安いところへ引き渡したりしており、不公平感があるのではないか。
- ・不法投棄も重大な問題であるが、より重要な問題は、全体の1～2%程度の不法投棄ではなく、見えないフローの問題ではないか。
- ・見えないフローの行方をきちんと見える形にしていくための制度改革を検討すべきではないか。
- ・制度見直しに当たっては、見えないフローを家電リサイクル法のルートに回す努力が必要ではないか。

(無料回収)

- ・無料で回収された廃家電はどこでどう処理されているのか。

(中古品輸出)

- ・国外へ輸出される分が輸出先で環境汚染を起こしている可能性があるのではないか。
- ・偽装中古品として海外に輸出され、不適正に処理されている廃家電が存在するのではないか。

- ・「日本製」の表示がある廃家電が海外で不適正に処理されていること自体が問題ではないか。

(国内の既存業者による処理)

- ・廃棄物処理法に基づく処理は、現行法上許容されているが、かなりの量が処理基準を満たしていないのではないかと、実態を確認すべきではないか。
- ・ブラウン管ガラス、プリント基板の処理、フロンや断熱材フロンの回収等について、産廃業者はどのように行っているのか。
- ・家電リサイクル法以外で処理されている家電4品目の処理実態について明らかにすべきではないか。
- ・不法投棄だけに着目するのは議論をゆがめることになり、見えないフローの中で不適正な処理が行われていることが現行制度の最大の課題ではないか。
- ・産廃処理業者の処理について、冷媒フロン回収装置やP/F分割装置の有無等を確認すべきではないか。
- ・見えないフローのうち、おそらく数百万台はきちんとした施設を持たないところで不適正に処理されているが、それを一件一件チェックすることは困難であり、システム改善の中で対応すべきではないか。
- ・リサイクル券を発行せずに、リサイクル料金をとって産廃処理業者に横流しする小売業者への対策が必要ではないか。

○メーカーの責務

- ・現行制度は、消費者、小売業者、製造業者等が家電リサイクル法上の責務を果たすことにより、平成17年度は1,162万台を適切に処理しており、世界で最も成功しているリサイクル制度といえるのではないかと。
- ・拡大生産者責任、環境配慮設計の実施の観点からいいシステムと評価するが、メーカーに物理的に戻ってくることがキーポイントであり、回収システムを確立することが必要ではないかと。

○環境配慮設計の促進

- ・各メーカーの設計・製造担当者がリサイクルしやすい製品を設計するなど環境配慮設計の普及に大きな成果をあげているのではないかと。
- ・家電リサイクル法のEPR上の特徴は、製造事業者が処理責任を果たしているという点であり、環境配慮設計促進に関し、容リ法や自動車リサイクル法と比べて明らかに優れており、効果が出ているのではないかと。

○資源の有効利用

- ・再商品化されたものが、どこでどう利用されているのか不明確である。これを把握できないかと。

○リサイクルに対する意識の向上・長期使用の促進等

- ・消費者のリサイクルに対する意識を向上させることができたのではないか。
- ・国民の間に製品を長く使うことの大切さ、リサイクルの重要性、世界的に日本の「もったいない」精神が浸透したのではないか。
- ・いらなくなったものをすぐ捨てずに知人に譲ったり、修理して使うことが促進されたのではないか。

○不法投棄

- ・法施行前後で不法投棄が40%増えており、対策強化が必要ではないか。
- ・冷蔵庫などは谷底に不法投棄されると引き上げるのに何万円もかかることを認識すべきではないか。
- ・平成12年の環境省の不法投棄のデータは、特に不法投棄の多い地域のデータを基に推計していることや、法施行前の駆け込み廃棄の影響が見込まれること等から、過大な数値となっており、実際にはこの推計値以上に法施行前後で不法投棄が急激に増加しているのではないか。
- ・不法投棄には未発見・未回収の部分があり、実際の台数はこれ以上に多いのではないか。
- ・法制定時には地域によっては膨大な不法投棄の発生を懸念したが、びっくりするほど少なく、かなりうまく行っているのではないか。
- ・不法投棄は法施行前後で大幅な増加はなく、1%程度で推移しており、近年は減少の傾向もあり、現行の排出時負担方式が不法投棄を増加させているとは考えにくいのではないか。
- ・個人が行っている不法投棄の問題とビジネスとして行われる不法投棄は全く別の問題であり、量的にも後者が大きな問題ではないか。
- ・自治体は不法投棄防止の観点から、「義務外品」に対し十分な措置をとるべきではないか。
- ・無料回収を自治体が黙認していることが不法投棄等の原因となっているのではないか。
- ・不法投棄者に対する罰則規定の整備など厳しい対応をすべきではないか。
- ・不法投棄は違法行為であり、自治体の責務としてしっかり取り締まるべきではないか。
- ・ルール違反を見逃さないことが重要であり、監視体制の整備や不法投棄情報への懸賞金などを検討すべきではないか。
- ・消費者に対し法律の趣旨等を周知することが必要ではないか。
- ・不法投棄防止のためのやり方として料金の取り方だけでなくしっかりと議論すべきではないか。

- ・前払いにしたら不法投棄がなくなるかということとは誰にもわからないのではないか。
- ・不法投棄された製品の回収・リサイクル費用について、関係業界等も一定の責任を課すべきではないか。

2. 法律の目的

- ・家電リサイクル法の目的について、稀少金属の回収や有害物質削減の視点も取り入れるべきではないか。

3. 3 R との関係

- ・家電リサイクル制度により 3 R はどのように進展したのか。
- ・国際的な 3 R の推進の観点から中古品輸出をどう評価すべきか。
- ・リサイクルよりもリユースをもっと推進すべきではないか。
- ・買い換えるよりも安く修理できるような商品設計により、廃棄物の発生を抑制すべきではないか。
- ・故障品の迅速かつ低廉な修理対応体制等家電製品の長期使用を進めるシステムを構築すべきではないか。
- ・再利用は望ましいが、安全問題について一定の基準、システムを確立すべきではないか。
- ・リユースがリサイクル料金徴収の回避のための営業戦略として活用されたりすること等が促進されないようなシステムを検討すべきではないか。

4. 対象品目の在り方

- ・配送品以外も対象とし、デポジット制について検討してはどうか。
- ・品目拡大については、欧州の W E E E で対象となっている品目がどのように扱われているかなど、国際的な動向との整合性など、認識をそろえて議論すべきではないか。
- ・電子レンジ、ビデオデッキ、電話機、電気ポット、電気炊飯器なども対象とすべきではないか。
- ・家電量販店の半数以上は電子レンジ、掃除機、ビデオデッキ、ラジカセについて既に回収を行っており、これら製品を対象に追加すべきではないか。
- ・電源や乾電池を使用する全ての家電製品を対象にすべきではないか。
- ・電子レンジ、乾燥機、オイルヒーター、電動マッサージチェアなど、行政によるリサイクルは困難だが、再生利用可能な資源を含む製品を対象とすべきではないか。
- ・対象品目は拡大すべきであるが、配送を伴うものについて効率的に回収するという枠組みは維持すべきではないか。

- ・小型製品まで対象を拡大することは、費用対効果の観点から慎重に検討すべきではないか。
- ・現行法の要件を満たす範囲内で拡大を検討すべきではないか。
- ・液晶テレビ、衣類乾燥機、電子レンジ等の大型・重量家電を追加すべきではないか。
- ・業務用の製品の扱いを明確化すべきではないか。
- ・大型で重量があり、有害物質を含む廃家電も対象とすべきではないか。
- ・破損している製品の引取基準を明確にすべきではないか。
- ・一部破損した廃家電について、破損状態にかかわらず円滑に引き取るべきではないか。

5. リサイクル料金の在り方

(料金水準・透明性)

- ・リサイクル料金が安くなっていないのではないか。
- ・リサイクル料金を大幅に見直すとともに、採算状況を公表すべきではないか。
- ・メーカー間でリサイクル料金がほぼ一律となっているのは問題ではないか。
- ・リサイクル料金について、資源の価格が高騰していることも含めて検討すべきではないか。
- ・指定引取場所以降に競争原理を働かせる方法を検討すべきではないか。
- ・適正なりサイクルには一定の費用が必要であり、リサイクル料金は安ければいいというものではないのではないか。

(料金の負担時期)

- ・必要でなくなったものにお金を払いたくないというのが人間の心情であり、システムそのものを見直すべきではないか。
- ・不法投棄防止対策として、引取り・リサイクルに係る費用を販売時に負担すべきではないか。
- ・消費者が払いやすいシステムにするという観点から前払いにすべきではないか。
- ・ネット販売が拡大すると現在の料金負担方法を見直すべきではないか。
- ・前払い制度にすることで消費者が製品使用後のコストを認識しないようになってしまうのではないか。
- ・消費者が有料で責任をもって処理する日本の文化を維持すべきではないか。
- ・日本国民の品格が下がっているという指摘もあり、必ずしも、日本の文化では、各主体が責任を持って対応するとは言えないのではないか。
- ・既販品への対応や製品の長期使用促進等現行制度を採用した理由との関係を整理すべきではないか。

- ・排出時負担方式は処理時点で必要な費用を回収でき、最もシンプルで公平な方式ではないか。

(収集運搬料金)

- ・収集運搬料金についても金額を統一して購入時に徴収すべきではないか。

(料金負担方式)

- ・半分程度しか法定リサイクルされず、相当数が不適正処理されている実態を改善するため、製品購入時消費者負担方式（当期充当方式）に変更すべきではないか。
- ・当期充当方式は、人口減少にともない製品の購入数も減少し、将来的には購入数<廃棄数となり、国民年金のように不平等感が発生し、不払いや料金の高騰につながるのではないか。
- ・当期充当方式は、新技術により商品がなくなった場合の問題をどう考えるのか。
- ・エアコンなどは、冷夏か猛暑かで売れ行きが大きく異なることから、販売台数に安定性がなく、資金の過不足が生じる蓋然性が高いことをどのように考えるか。
- ・自動車リサイクル法のリサイクル料金の決定方式は、自動車のように所有者が特定されない家電では難しいのではないか。

(料金負担方式変更の目的・効果等)

- ・前払いに変更することで、不法投棄や中古品輸出がなぜ減少するのか。
- ・料金負担方式については、回収率を上げる観点から検討すべきではないか。
- ・パソコンのような制度にすると、リサイクルシールのない人が不法投棄するのではないか。

(料金の表示方法)

- ・消費者としての義務を果たせるようにするには料金を価格内部化すべきではないか。
- ・料金内部化はあらゆる問題を隠してしまうので極めて危険ではないか。
- ・リサイクル料金に関する消費者理解、適正な転嫁の観点から、料金は外部化すべきではないか。

(料金納付方式)

- ・仕入れ段階でメーカーが資金管理団体に料金を納入し、小売業者から料金相当分を回収する方式とすべきではないか。

(カテゴリー別料金)

- ・リサイクル料金は大きさによって3段階程度に区別すべきではないか。

(その他)

- ・リサイクル料金、収集運搬料金について地域間格差があまり出ないようにすべきではないか。
- ・料金負担方法については、負担された料金が安定的に管理・確保されるようなスキームを検討すべきではないか。

6. 再商品化等の基準

- ・リサイクル率は目標値以上に高くなっており、もはや目標値ではなくなっているのではないか。
- ・市況により上下するため、将来のリスク要因も考慮すべきではないか。
- ・ブラウン管について、同じことをしていながら、海外に輸出すると逆有償になるという理由でリサイクル率が下がるというようなことがないようにすべきではないか。
- ・リサイクルの定義に品質基準を導入すべきではないか。
- ・再商品化率は基準を10%以上上回っているが、ミックスプラスチックや非鉄系ミックスメタルが適切にリサイクルされないといった課題を解決すべきではないか。
- ・静脈産業の健全な育成の観点から、動脈産業に比べ、技術力アップのための税制などの支援策が不十分ではないか。

7. 効率的・効果的な収集運搬システムの整備

(収集運搬料金)

- ・値引きの対象となってしまう収集運搬料金が適切に回収できるような仕組みを検討すべきではないか。
- ・「リサイクル料金無料」といった小売業者の広告を法律で防止できないか。
- ・収集運搬料金が500円のところもあれば、2千円、3千円のところもあり、消費者に不公平感があるのではないか。
- ・収集運搬料金の価格差は指定引取場所までの距離も影響しているのではないか。

(指定引取場所の共通化等)

- ・AグループとBグループの指定引取場所を共通化、再配置すべきではないか。
- ・指定引取場所を大幅に増設すべきではないか。

- ・量販店の大型物流施設を指定引取場所として活用すべきではないか。

(効率的な回収システムの構築)

- ・自治体のクリーンセンターのヤードをサブヤードとして協力すべきではないか。
- ・メーカーの責任で小売業者の店頭から回収することや、販売会社の空き地をサブヤードとして活用することを検討すべきではないか。
- ・回収率を上げるため、メーカーと小売りが一緒に新たな回収スキームを検討すべきではないか。
- ・近くに電器店がない場合などパソコンリサイクルと同様の回収ルートにしてはどうか。

(ネット販売等への対応)

- ・ネット販売等の販売形態が出現しており、対策を検討すべきではないか。

(義務外品)

- ・引取義務外品についても、小売業の業界等で円滑な引取りが可能となるような仕組みを構築すべきではないか。

(製造業者への確実な引渡し)

- ・適正なりサイクルを確保するため、小売業者に対し、リサイクル券の回付状況の確認を義務づけてはどうか。
- ・消費者から小売業者に引き渡された廃家電が確実に製造業者へ引き渡されることを担保する制度を導入すべきではないか。

(指定引取場所のサービス改善)

- ・連休の圧縮と繁忙期休日の廃家電受入れ、受入時間の延長など家電流通の実態に即した指定引取場所のサービス向上を図るべきではないか。
- ・店頭から指定引取場所まで一定料金で公平に回収できる仕組みを検討すべきではないか。

(その他)

- ・マニフェストについて、電子化するなどITを活用した合理的な仕組みにすべきではないか。
- ・中小の工事業者に対する自治体ごとの廃掃法上の収集運搬許可取得に係る負担軽減策を講じるべきではないか。
- ・小売店は引き取った対象機器を一時保管する場合には、その管理の徹底を図

るべきではないか。

8. 離島対策

- ・家電リサイクル法第29条の規定に基づき、離島にも指定引取場所を設置すべきではないか。
- ・自動車リサイクル法と同様の補助制度の創設など特別の措置を講じるべきではないか。

9. 制度の普及啓発等

- ・誰に引き渡すかは排出する消費者にも責任があり、消費者の認知を高めるための方策が必要ではないか。
- ・自治体はもっと消費者啓発を行うべきではないか。
- ・事業者において、消費者に対する周知を行うべきではないか。
- ・リサイクルされた資源の活用先や、製品においてどのような環境配慮設計がなされているか等の情報提供をすすめるべきではないか。

10. 国際問題

- ・近隣諸国での家電の廃棄について、D f Eなど日本のいい経験を発信していくことが重要ではないか。
- ・中国のE - W a s t e問題は、中国の資源を吸い込む力が大きいことが原因であり、中国への廃家電輸出の流れは前払いになったからといって止まらないので、規制するしかないのではないか。
- ・有害廃棄物の無許可輸出はバーゼル法違反であり、必要な措置をとるべきではないか。
- ・国際的な物品コード（HSコード）の細分化等、中古家電やリサイクル目的の循環資源の輸出入を把握する仕組みを構築すべきではないか。
- ・海外での回収・リサイクル体制を整備し、海外にある生産工場などで資源としてリサイクルすることも考えられるのではないか。
- ・再生資源の輸出には一定の品質基準義務づけや輸出数量、仕向地と相手先業者の報告の義務づけ等により、中古や再生資源と称した実質的なゴミ輸出を防止すべきではないか。
- ・海外に輸出された後のことも視野に入れて、制度の検討を行うべきではないか。

11. 既存業者の活用

(再生資源業者の活用)

- ・家電リサイクル法の枠組みの中に法施行前からリサイクルを行ってきた再生

資源業者を位置づけるべきではないか。

- ・前払い制度にした場合にも、適正にリサイクルを行った既存リサイクル業者に料金が渡るようなシステムとすべきではないか。
- ・他のリサイクル制度との比較検証等により、再生資源業者の活用策について検討すべきではないか。

(処理内容)

- ・大阪方式など、安い料金でリサイクルを行っている既存事業者はどのようなリサイクルを行っているのか、実態を把握すべきではないか。例えば、フロン回収等を適正に行っているのか。

(コスト)

- ・大阪方式について、きちんと処理基準を守ってメーカーより安い料金でリサイクルできるのはなぜか。
- ・メーカーは、大阪方式と異なり、全国レベルで引取り・リサイクルの義務を果たすためのコストが必要であり、人口稠密地域で大阪方式を推進することはメーカー方式の高コストをもたらすことになるのではないか。
- ・メーカーとそれ以外の業者のリサイクルの内容とコストについて情報を公開し、検討できる状態にすべきではないか。
- ・「安ければいい」はリサイクルでは通用しないのではないか。

(環境配慮設計との関係等)

- ・環境配慮設計を促進する観点から、メーカー責任で処理することとなっている拡大生産者責任の考え方を踏まえて対応すべきではないか。
- ・大阪方式については、法制定時に整理された、メーカー責任で処理するという趣旨と矛盾しないように留意して検討すべきではないか。
- ・大阪方式について、環境配慮設計等に向けた取組との関係でどのように考えるべきか。
- ・自治体が大阪方式を推進するのであれば、市町村責任に戻すべきではないか。
- ・大阪方式については、もともと市町村にとって処理困難な廃家電をメーカーが適切に処理するという法律の趣旨を踏まえて検討すべきではないか。

12. 家電リサイクル券

- ・リサイクル券の記載事項の簡素化など運用上の見直しを行うべきではないか。
- ・家電リサイクル券システムが制度のインフラとして大変うまく機能していることにより、円滑に制度が施行されているのではないか。

- ・家電リサイクル券を郵便局だけでなく市役所や公民館、コンビニエンスストアなどでも扱うようにしてはどうか。
- ・全ての郵便局で家電リサイクル券を扱うようにすべきではないか。
- ・リサイクル券にハガキをつけるなど、リサイクルしたことを直接消費者に知らせるシステムを検討すべきではないか。

13. その他

- ・静脈産業の健全な育成が大事であり、動脈とは分けて競争すべきではないか。
- ・景気の回復とともにこれまでにない規模の廃家電が生じる可能性があり、処理体制を万全にすべきではないか。
- ・資源価格が高騰しており、可能な限り有用資源を回収すべきではないか。
- ・消費者の立場では、安い方がよいことは事実だが、リサイクルの場合は、きちんと内容を説明し、料金設定の透明性を高めるべきではないか。
- ・家電リサイクル法制定により浮いた市町村の費用はどのように住民に還元されているのか。
- ・5年間で社会に定着した制度を変更するには明確な理由が必要ではないか。